

島郡の内也

〔御府内備考^{八十二}〕櫻田は、西丸下より愛宕芝邊まで及びたる郷名と見へたり、和名抄荏原郡の郷名に櫻田と載す、正保國圖、元祿改定國圖、皆中芝以北を豊島郡に屬す、郡界の改りしは古きよりの事と見ゆれど、その年代等未だ考ふる所なし、○中略北條役帳に、太田源七郎拾九貫文、江戸邊櫻田村、西村分興津加賀守買得三拾貫七百文、櫻田内平尾分、太田新次郎貳貫三百文、江戸櫻田池分を領するよし載たり、池分と云は、今の溜池その残りしならん、是等に據ても廣き郷なること推てゑるべし、今の櫻田七ヶ町は、元西丸下、及外櫻田御門外、霞ヶ關邊等に在しを、後年虎御門外に移され、麻布櫻田町も、皆同所に在しを、後年葵坂邊に移され、再び今の地へ轉せられしと云をもて、櫻田を虎御門内に限れると云は誤なるべし、たゞ西丸下邊は城下の町並なりしを、櫻田内の野地に移され、霞ヶ關邊も、恐く民家の群住せしを、その宅地を村内の遠地に移されしに過べからず、○中略又北條役帳に、島津孫四郎飯倉の内櫻田三十八貫百五拾文を領すと書されば、飯倉の邊まで入會し地なる事もゑるべし、

神田

〔江戸往古圖說^下〕神田村 北條分限帳にも神田の名みへたり、○中略神田之名義往古は一國に一所ヅ、神田と號せし地有て、其歳の初穂を伊勢兩宮へ獻する舊例也とぞ、今絶て此義なし、然るに此地柴崎村を以神田とす、故に神田大明神と云、往古此わたりは皆田畑曠野の地の田、古き書に見えたり、小川町邊も三崎村とて、田畑茅野なりと、三崎神社の縁起にもみゆ、此三崎稻荷の祠至て舊社のよし、まかれども鎮坐年代は不知と云、今の三川町の地も、三ツの小流れ有しゆへ此名ありと云、小川町も小川の流れありしゆへと云、又其後の比に至り、國初の比は、通り町と三川町のみにて、外は田畑寺院のみ也と云、〔御府内備考^八御曲輪内〕神田堀より北の方神田川内に屬する町名、并里俗呼名、此邊おしなべて神田と云、たゞ柳原土手近き處を、柳原某町と云、